

住宅改修とは?



対象となるのは…

要支援1・2、要介護1~5の認定を受けた方

支給される金額は…

同一住宅・同一対象者につき、20万円までを支給限度基準額として申請することができ、住宅改修費用の9割~7割を支給します(最大18万円)。

残りの1割~3割は利用者の自己負担となり、改修費用が20万円を超えた部分についても自己負担となります。 ※負担割合は水色の【負担割合証】をご確認ください

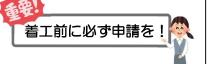
制度を利用できる回数は…

- 累計の申請額が20万円に達するまでであれば、複数回住宅改修費の支給を受けることができます。
- ・転居や要介護度が著しく重くなった場合においては再度支給を受けられるように なることがあります。 ※詳しくはご相談ください

支給対象となる住宅改修は…		
1	手すりの取付け	廊下、便所、浴槽、玄関等への設置
2	段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から 道路までの通路等の段差または傾斜の解消
3	滑りの防止・移動の円滑 化等のための床または 通路面の材料の変更	居室:畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室:滑りにくい床材への変更 通路面:滑りにくい舗装材への変更
4	引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え(開き戸を引き戸・アコーディオンカーテンへの取替 え)、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等
5	洋式便器等への便器の 取替え	和式便器の洋式便器への取替え ※暖房等機能のみの付加は対象外
6	その他1〜5の改修に 付帯して必要な住宅改修	・手すりの取り付けに伴う壁の下地、扉の取替えに伴う壁および柱の補強 ・浴室の床の段差解消および便器の取替えに伴う給排水整備工事 ・スローブ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 等々

手続きの流れは?

- 1 ケアマネジャーと相談 ···▶ 担当ケアマネジャーと住宅改修の内容を相談 ···▶
- ② 業者との打ち合わせ ・・・・ 本人と業者、ケアマネジャー等と工事箇所や内容の確認をし、業者に見積もりを依頼します。
- 3事前申請…▶次の書類を作成し介護保険係に提出します。



- 1. 住宅改修支給申請書
- 2. 住宅改修前の写真 ※日付入り *住宅改修後の工事内容が分かるもの
- 3. 住宅改修後の状態が分かる図面
- 4. 工事費見積書
 - *内訳が詳しく記載されたもの
- 5. 住宅改修が必要な理由書 ケアマネジャー
- 4 市 よ り 承 認 の 連 絡 …▶ 市が内容を審査し、着工許可の通知を送付します。
 - *市から担当ケアマネジャーにも連絡をします。



承認前の着工は住宅改修の対象外となります。 連絡があるまで工事はしないで下さい。

着工許可後、やむをえず工事内容の変更が生じた場合、給付対象外となる場合があります。**着工前**に必ずご相談ください。

- 5 着 工 ・ 工 事 費 支 払 …→ 改修に着手します。工事完了後、工事費の 全額または自己負担分を業者にお支払 いください。
- 6 完 了 届 提 出 ・・・◆ 次の書類を作成し介護保険係に提出します。
 - 1. 住宅改修支給に係る完了届
 - 2. 市の様式による請求書
 - 3. 住宅改修後の写真(※日付入り)
 - 4. 工事費請求書及び内訳書
 - 5. 領収証の写し
 - 住宅改修費の支給…→完了届の提出から、おおむね1カ月程度でお支払いいたします。

詳しくは お問い合わせ ください!



お問い合わせ先

光市 高輪者支援課 介護保険係

a 0833-74-3003

本人

業者